

様式 15「住所変更届」の事前確認事項(貸与奨学金のみ)

- ★ 貸与奨学生の住所変更は、「奨学金継続願入力時(12 月頃)」にスカラネット・パーソナルから変更できます。
- ★ 給付奨学生の住所変更は、「在籍報告入力時(4,7,10 月)」にスカラネット・パーソナルから変更できます。

★ 紙媒体で住所変更手続きが必要な者

- ① 2018 年度以前の採用者で、本人住所が変更した場合
- ② 2019 年度以降の採用者のうち奨学金申請時にマイナンバー未提出者で、本人住所が変更した場合
- ③ 連帯保証人又は保証人(人的保証)の住民票の住所が変わった場合
- ④ 機関保証利用者で、本人以外の連絡先の現住所が変わった場合

※ ①、②の者のうち、「奨学金継続願」入力時に変更した者は手続き不要。

※ ①、②、③の場合は、住民票を異動した場合に手続きが必要。住民票の住所は異動せずに転居した場合は手続き不要。

※ ④の場合は、現住所が変わった時点(住民票異動の有無は問わず)で手続きが必要。

- ★ 貸与を終了した奨学金に関しては、この様式ではなくスカラネット・パーソナルから届け出てください。

<手 順>

「各種届願・繰上」のタブをクリック → 「ワンタイムパスワードの取得画面へ」をクリック

→ メールを確認(2 回目のメールでパスワード取得) → 「各種届願・繰上ログイン画面へ」をクリック

→ ワンタイムパスワード入力 → 住所等の変更画面で手続き

※ 現在、貸与中の者で過去に奨学金を貸与していた場合、貸与中の奨学金は本様式を使用します。過去の奨学金に関しては、スカラネット・パーソナルから届け出が必要です。

- ★ 奨学生番号の見分け方は、左から 1 桁目が奨学金の種類、左から 2・3 桁目が採用年度、真ん中は学種を表しています。

・ 520-04-○○○○○○ → 「5 (給付)」 「20 (2020 年度採用)」 - 「04 (学部)」

・ 621-04-○○○○○○ → 「6 (第一種・無利子)」 「21 (2021 年度採用)」 - 「04 (学部)」

・ 821-06-○○○○○○ → 「8 (第二種・有利子)」 「21 (2021 年度採用)」 - 「06 (大学院)」

- ★ 本人又は保護者の住所・電話番号等の変更があった場合は、速やかに本学に届け出ている登録情報の変更を行ってください(教務システムから変更可能)。